

繊維学部	要領・手順書	P446- 23	最終改訂日 2009.9.3
------	--------	-------------	----------------

騒音振動測定管理手順書(P446-~~236~~-1)

1. 目的

信州大学繊維学部は、上田市に存在するためキャンパス内の騒音については、上田市の定める環境基準に従い地域社会との融合を図る。

2. 法規及び自主基準の順守

測定基準については、法規(騒音規制法,上田市公害防止条例)に対して、下記の通り上田市騒音規制基準を遵守することとする。

<上田市騒音規制基準>

第1種中高層住居専用地域(繊維学部(上田市常田3-15-1)は都市計画法第8条第1項第1号に規定する区域は、第一種中高層住居専用地域のため騒音規制法第3条に係る地域の指定は、第2種区域である。)

第2種区域騒音規制基準

昼間(午前8時から午後6時まで)→60 デシベル

朝夕(午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで)→50 デシベル

夜間(午後9時から翌日の午前6時まで)→50 デシベル

備考

◎デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)に定める音圧レベルの計量単位をいう

◎騒音の測定は、原則として音源の存在する敷地の境界線とする。

3. 運用管理手順

(1)リスク管理部会と事務部管理係は、定期的に(1回/年)騒音測定を行う。

(2)測定場所は、別紙 地図で示すこととする。

4. 記録

(1)リスク管理部会, 事務部管理係は、騒音測定し、測定結果報告書を作成し、それをもとにISO事務局は騒音振動測定記録(D451-23)を作成する

(2)原本の保管期間は、5年とする。

5. 監視測定

(1)ISO事務局は、定期的(年1回)騒音振動測定記録(D451-23)の内容を点検し、上田騒音基準遵守状態を判断する。

繊維学部	要領・手順書	P446-23	最終改訂日 2009.9.3
------	--------	---------	----------------

6. 機器の校正

(1)機器の校正は計量法第71条の条件に適合するように、~~年1回~~3年に1回(西暦で3で割り切れる年に実施)業者に委託する。

7. 是正の判断基準

(1)上田市騒音基準値が守られていない時は是正と判断する。

8. 運用管理方法の見直し等

本手順書に定める運用管理方法に変更が生じた場合は、リスク管理部会で見直し案を作成する。

関連文書

騒音測定記録(D451-23)

本手順書の改訂履歴

年月日	改定の内容	改定理由	承認	作成	保管
2006.10.24	制定		阿部	剣持	宮原
2006.11.24	改訂	JACOの指摘により	阿部	剣持	宮原
2006.11.27	改訂	JACOの指摘により	阿部	剣持	宮原
2007.07.18	改訂	騒音測定期間の改定	阿部	剣持	宮原
2009.9.3	改訂	騒音計の校正期間改定	村上	中村	竹内